

世田谷区議会議員各位

街づくり条例改正についての公開質問状へのご回答のお願い

平成22年8月13日

〒158-0081 東京都世田谷区深沢8-19-6 (株) フェリックス気付
「(仮称) 街づくりの仲間たち」設立準備会 代表 稲垣道子
電話：3702-3274 FAX：3702-3219 E-mail：pxul6245@nifty.com

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私たちは、世田谷区の街づくりに大きな関心をもっており、現在進められている街づくり条例改正の機会に、よりよい条例に改正されることを大いに期待しております。しかし、6月に公表された素案については、説明会が開催されず、区民が質問をしたり、意見を述べる機会がほとんどありません。

そこで、当会では、街づくりに関するさまざまな情報・考え方を区民の間で共有しようとする活動の一環として、区議のみなさまがこの条例についてどのようにお考えかをうかがいたいと別紙の質問を用意いたしました。

有権者として、区民としての知る権利と区政を住民に結び付ける意義とをご理解いただき、ご多用中とは存じますが、ご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、この質問状は、全区議にお送りいたします。

●ご回答についてのお願い

- ・ご回答は8月29日(日)までにファックス、あるいはメールでお送りください。

送り先 上記稲垣宛て ファックス 03-3702-3219(ファックス専用)

メール pxul6245@nifty.com

できるだけメールでご回答ください。

アドレスを公表され当会で把握しております方へは、別にメールもお送りいたします。

- ・期限までにご回答いただけないご事情がおありの場合は、お知らせいただければ期限を延期いたします。

●ご回答の公開について

- ・いただいたご回答は、そのまま 開設予定の当会のホームページで公開いたします。
- ・ワープロ化させていただくこともあり得ます。ご了承ください。
- ・ご回答をいただけない場合は、「無回答」として公開いたします。
- ・多様な方法で当会ホームページの閲覧を呼びかけます。
- ・当会の開催する集会で報告いたします。
- ・当会の発行するニュースに掲載いたします。
- ・当会会員のホームページで公開することもあり得ます。
- ・ご回答を新聞社などへ資料として提供することもあることをお含みください。

●お問い合わせなど

- ・上記の稲垣までお寄せください。

何とぞご協力くださいますよう、切にお願い申し上げます。

敬具

「(仮称) 街づくりの仲間たち」設立準備会とは

世田谷区内には街づくりに参加している人達が多くいますが、お互いに交流する機会が限られていることから、「街づくりの仲間」として交流する場、共通の課題や問題点などについて学び合い、また、情報の共有化を図る場をつくろう、そのための準備をしようとして立ち上げたグループです。

「区民と考える街づくり条例フォーラム」の提案の中で、「(仮称) 区民街づくり会議」の設立を提案しましたが、当面、設立のめどが立たないため、立ち上げました。

今年度、世田谷まちづくりファンドの「はじめの一步」部門の助成を受けて活動しております。

ファックスの場合は、この紙を 3702-3219 にお送りください。

質問及びご回答欄

お名前

平成22年6月1日付「世田谷区街づくり条例 新旧対照表」をお読みの上、ご回答ください。
ご回答に字数の制限は設けませんが、簡潔明瞭をお願いいたします。
スペースが足りない場合は、別紙をお使いください。

1. 世田谷区の「住民参加の街づくり」の現状について、お考えをお示してください。

.....
.....
.....

2. 以下、現行街づくり条例又は素案についてお尋ねします。

①前文を置くことについて、どうお考えですか。符号に○をお付けください。

ア. 前文はあった方がよい

イ. 前文はなくてもよい

ウ. その他→

.....

②国や都の公共事業やその他の都市計画事業も街づくり条例の対象とすることについて
どうお考えですか。符号に○をお付けください。

ア. 当然である

イ. 場合による

ウ. 必要ない

エ. その他→

.....

③前問に関連して、現行街づくり条例（素案も同じ）第3条第2号の「事業者」の定義中の
「公共的団体」、「それに準ずる団体」とは何を指すとお考えですか。例示でも結構です。

公共的団体

それに準ずる団体

.....

.....

④現行街づくり条例（素案も同じ）には、第9条をはじめ「区民等の意見を反映すること
ができるよう必要な措置を講ずるものとする」との規定がありますが、この措置とは、ど
のような措置とお考えでしょうか。また、どのような措置が望ましいとお考えですか。都
市整備方針策定の場合を例にお答えください。

現状についてお考えの措置

望ましいとお考えの措置

.....

.....

⑤素案第4章には3,000㎡以上の土地を対象として土地取引行為の届出と建築構想の届出
が規定されています。制定による効果についてお尋ねします。符号に○をお付けください。

ア. 十分効果が上がると思う

イ. 一定程度の効果は上がると思う

ウ. もっと小規模な敷地まで対象にしないと効果が上がるとはいえないと思う

エ. その他→

.....

●別紙を用いてご自由にご意見等をお寄せください。必ずお名前をお書きください。
(この部分については、公開希望又は非公開希望とお書きください。)

以上